



(1) 条例名の変更
「多摩市企業誘致条例」
→「多摩市企業立地促進条例」

多摩市企業誘致制度は、「未利用地への誘致」から、市内全域の「事業所立地の維持と新たな事業所立地促進」に転換するフェーズとなってきている。本制度改正では、社会課題を踏まえ、政策継続の財源確保策として、**税込・雇用効果に繋がり、持続可能な今後のまちづくりに寄与する内容として大枠を変更する。**

1 新規事業所立地促進

多摩市内に新たに事業所を開設する企業の立地を引き続き促進する。

期待する効果

制度内容

多摩市内に製造業、物流系産業、宿泊業、商業、事務所の施設を新たに設置(新築・**購入**・賃借)または拡張した事業者には、固定資産税、都市計画税相当額を奨励金として最大5年間交付する。

■事業所要件

①事業所の土地面積2,000m²以上又は、投下固定資産額(※)が3億円以上②事業所の常用雇用者20人以上
ただし、**中小事業者については、投下固定資産額1.5億円以上とする。**

※事業所の用に供するために取得する家屋の取得額及び償却資産の合計額

■奨励上限額▶1億円

■奨励金額▶固定資産税・都市計画税の80%相当額

■常用雇用者(市内在住)数の増加に伴う奨励額▶10万円/人

■奨励金交付期間

✓ 市内移転、商業施設及び賃貸施設は3年間、それ以外は5年間

✓ 中古資産を取得する場合、新たに発生する家屋(増築・増設)・償却資産(新規)の総額が3億円(中小事業者の場合は1.5億円以上)を下回る場合は下記のとおり、雇用人数に応じた交付期間とする。

雇用人数	20人~50人	51人以上100人以下	101人以上
商業・賃貸	1年	2年	3年
それ以外	3年	4年	5年

<特例措置>

本社、**宿泊施設**または**省エネルギー性能優良施設**を新設の場合は、奨励金交付額を固定資産税・都市計画税の100%相当額に引き上げるとともに、**上限額を1.5億円**とする。

(2) 事業所の新設可能エリアを拡大 **NEW**

新住宅市街地開発法に基づき整備された土地が減少したことをはじめ、土地を取り巻く状況が変化している状況を踏まえ、「未利用地への誘致」から、市内全域の事業所立地維持と新たな事業所立地促進により、事業所の健全な循環に転換していく。

(3) 事業所を新設する場合に中古も対象物件として追加 **NEW**

持続可能な社会における建築物の活用や事業者立地継続の推進のため、税込・雇用面に資するとともに、既存ストック活用に配慮した制度として転換していく。

(4) 事業所を新設する中小企業者については、新設要件を緩和 **NEW**

中小企業基本法第2条に該当する中小企業者については、新設時の投下固定資産額の要件を緩和する。

(6)-1 宿泊施設への特例追加 **NEW**

地域活性化に資する業態として宿泊業について、特例制度を追加する。

(6)-2 省エネルギー性能優良施設への特例追加 **NEW**

省エネルギーの性能に特に優れた建物としてZEBReady以上の認証を受けた建築物について、特例制度の対象として追加する。

(6)-3 優遇措置の交付額の上限の引き上げ **NEW**

優遇措置の対象となった建物の奨励金交付上限額を1.5億円に引き上げ、立地促進のインセンティブ強化とする。

市内事業所開設場所の可能性を広げることにより
税込・雇用インパクトが大きい『事業所』の立地を促進

新たな事業所立地の可能性を広げることにより
まちづくりに即した『事業所』の立地を促進

税込・雇用に加え、産業振興の側面に寄与する対象者に特例を設けることにより

域内消費の拡大を促進

2 中小事業所立地継続支援 **NEW**

市内中小事業所の市外移転を防ぎ、就労の場の維持・拡大を支援する。

制度内容

製造業、物流系産業、宿泊業、商業、事務所の施設を有する市内事業者が、同敷地内において、事業所を増築する場合、固定資産税、都市計画税、相当額を奨励金として最大で3年間交付する。

■事業所要件▶

①増築部分の投下固定資産額が1億円以上②既存部分を含めた事業所全体の常用雇用者10人以上増加

■奨励上限額▶1億円

■奨励金額▶固定資産税・都市計画税の80%相当額

■常用雇用者(市内在住)数の増加に伴う奨励額▶10万円/人

(5) 市内中小企業者が事業所増築を奨励対象に追加
市内中小企業については、所有地内での増築も奨励対象とする。

中小企業者の規模に応じた要件緩和により

市内外からの多様な中小『事業所』の立地・継続を促進